

# 対象火気器具等について

## 1 対象火気器具等の取扱について

対象火気器具とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」第18条に定めるもので、その取扱については、神戸市火災予防条例第19条に規定しています。

主なものは、

- (1)火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと（火気器具には種類に応じて離隔距離が決められている。）。
- (2)火気器具等は、安定した床、台の上で使用する。
- (3)点火した状態で燃料を補給し、移動し、又は放置しないこと。

また、条例には規定していないが、

- (4)カセットボンベ式こんろを使用する際は、こんろを2台以上並べて使用しない。また、こんろより大きな鉄板、鍋などを使用しないこと。
- (5)炭を用いたバーベキューこんろを使用する際は、着火剤を途中で継ぎ足さないこと。

## 2 消火器の準備が必要な対象火気器具の種類

### (1) 液体燃料を使用する器具例

移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機 等

### (2) 気体燃料を使用する器具例

移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機 等

### (3) 固体燃料を使用する器具例（燃料は、まき、木炭、練炭など）

七輪、焼き鳥器、バーベキューこんろ、火鉢等

### (4) 電熱を利用する器具例

電気ストーブ、電気こんろ、電磁誘導加熱調理器、電気オーブントースター、電子レンジ等

消火器必要	ホットプレート	電気式フライヤー	電気たこ焼き器	綿菓子器	ポップコーン器
	電気式クレープ焼き器				
対象外	電気ポット	コーヒーメーカー	電気炊飯ジャー	タオル蒸し器	冷蔵庫
	肉まん保温器	電気あんか	電気毛布		